

○櫻井委員 ちょっと私なりに今の二回の説明を理解させていただきますと、貨幣現象としての要素もあるけれども、それ以外の部分もあるというお話だったというふうに理解させて、うなずいていただいておりますので、そういうことかと思います。

てしつかり取組を進めてきて、もうこの十年、異常な金融緩和をやってきたわけですから。でも、それでもなお解決できない。これは、日本、我が国だけではなく、歐米の諸国においても同じような現象があるということだから、これは貨幣現象以外の部分もいろいろあるのではないか、こういうことだと思います。

確かに、リーマン・ショック以降、その前もそうですがれども、やはり、グロー・パリゼーション、それから技術革新、こういった時代のスピードがどんどん上がっていって、それについている人は大金持ちになれるけれども、そうでない方ほどんどん中間層から脱落していく。こうした経済格差がある種のデフレの原因、社会構造の変化がデフレの原因になつているのではないかとか。

金融政策を続けるのはもうやめたらどうですかと
いうことで、これまで議論させていただいたわけ
でござります。

いまでの、その観点から、日本銀行の関係性を
ちょっとと聞くみたいというふうに思います。
日本銀行としては、物価目標 2% を達成するた
めということで、引き続き金融政策で長短金利操
作つきの量的・質的金融緩和を継続する、これは
昨年十二月十八日にもそのような方針を確認され
ております。そうしますと、今後も上限を設けずさ
に必要な金額の長期国債の買入れを行なうというこ
とですから、もつとどんどんどんどん買つてしま
ます。

う、こういうことになるうかと思います。
二〇一九年、二〇一八年は、国債の買入れの額、大分落ち着いてきておったわけですけれども、二〇二〇年にはまたすごい量の国債を買っている。八兆を超える買入れをしているという状況でございまして、これはまさに財政ファイナンスじゃないのか。先ほど来、財政規律、財政健全化ということを、海江田議員それから階議員、諭論させていただいているわけでございますが、しかし、日本銀行がしっかりと買い支えていれば、規律も何もなくなってしまうんじゃないのか、こういう懸念もあるわけでございます。

田総裁に質問させていただきますが、黒田総裁は、元々大蔵省、財務省の御出身で、特に税務を担当されてきたというふうに承知をしております。財政規律の重要性は、私なんぞよりもはるかに感じておられるというふうに推察をします。また、財務省退官後は、アジア開発銀行で、アジア開発銀行で、

各國の国、政府に対する貸し手として活躍をさせてしまひました。融資先の国に対し財政規律を求める、そういう立場でお仕事をされてきたといふうに承知をしております。そして、今、日本銀行総裁として、日本国政府に対するまさに史上最大の貸し手ということをございます。

況、先進国最悪の財政状況をいかにして立ち直らせるのか、財政規律を求めていくのか、特に貸し手という立場から、御意見、御提案をよろしく願いいたします。

○黒田参考人 私も、個人的に、日本の財政状況は極めて深刻な状況にあると思っておりますし、財政再建、財政の持続可能性を高めていくことが極めて重要であるというふうに思つております。

いずれにいたしましても、財政運営そのものは、政府と国会の責任において行われるものでありますので、具体的に私から何か申し上げるというではありませんが、一方で、日本銀行としての今

融政策、
二のイリードカリブコントロール、
長短

融政策、このイールドカーブコントロール、長短金利操作付量的・質的金融緩和という金融政策自体は、あくまでも金融緩和を通じて物価安定目標の実現を図るということでやっているわけですが、御指摘のとおり、イールドカーブコントロールの下では、ゼロ%程度という長期金利の操作目標を実現するためには十分な金額の国債を買いますので、実際の買入れ額ということになりますので、実際の買入れ額というものは金融政策上の操作目標の実現を目指す結果として決まりますので、かつてのように、これだけ買うという目標を立てて国債を買っていくという形では、この四年間はなくなっています。

いずれにいたしましても、日本銀行が国債買入れを含めて大規模な緩和を行つてはいるのは、今まで物価安定目標を実現するためであつて、先行き、物価安定目標の実現が近づく場合には、当然、金融緩和からの出口ということを検討していくことになると思います。

○櫻井委員 先ほどおっしゃったのは、金利が高まつたのを、どういうような話をさせていただく中で、いやいや、日本銀行としてできることは全部やつてある、つまり、貨幣現象としての部分があつたとしても、その部分はもう既に金融政策でやつているわけです。それで利かない部分というのは、貨幣現象じやないような、いろいろな社会構造とか、

ういったところが原因になつてやつているんだから、これ以上金融緩和を続けたところで、それより意味がないわけですよね。

融緩和で取り組んでいるというのは、まさに財政ファイナンスをやつていて。日本銀行が、財政法律なんかもう気にしなくていいよ、どんどんお金を貸すから、もうどんどんじやぶじやぶやって、ださいというようななことにある種加担をして、まっている状態になつていてのではなかろうか。こういうことで、やはり貸し手責任というの、あるんじゃないですか。実質、債券を買ってるということはお金を貸しているわけですから

四

に、それは一義的には政
とです、国会で我々が
ない。それを黒田総裁に
向か本末転倒なような気も
しかし一方で、貸し手で
元々銀行におりましたか
はやはりバンカーとして
かがないといけないとと思うん
の貸し手責任という観点か
こういうか、貸し手責任とし
します。

ルドカープコントロール
統けているわけでありまし
とか、あるいは国債の買い
りはありませんし、あくま
で、逆に言えば、先
金融政策として、二%の
よ、イレードカープコント

「ということ自体も、当然、
うって、それを検討するとい
ふうに思います。
もう時間になりましたので
引き続き議論を続けさせて

清水忠史君。
兄の清水忠史です。
榮症によつて亡くなられた

ト、日夜奮闘されている医
また、保健所等で働いて
謝と敬意を申し上げます。
感染した当事者として、今
だきます。

からは、あなたはコロナ陽性の疑いがあり、この電話で検査の申込みを受け付けることはできるが、検査をするまでに十日かかる、結果が出るまで二週間かかる、その間は自宅待機となります。が、それでもよろしいか、こう言われました。PCR検査を受けるのに、これほどまでに時間を要するのかと驚きました。その間、仮に自宅待機となれば、家族に感染させてしまうリスクがあるわけですから、保健所からは、かかりつけ医がいるなら相談をとも言われましたので、私はその後、かかりつけ医に相談し、受診をし、そしてその後、発熱外来を受診し、抗原検査で新型コロナの陽性と判定されたわけであります。公共交通機関はその瞬間から使えませんから、約四キロ歩いて、約一時間以上かけて自宅に戻りました。

保健所からはその日のうちに連絡はあったものの、入院を希望したわけですが、私は大阪なんですが、重症者が増えています、あなたの症状では入院させられません、こう言われました。私の症状としては、激しい頭痛と倦怠感、それから関節痛がひどかったです。三十七度近い熱も続き、胸の痛みもあり、大変不安に思いました。体重は近く間に四キロ落ちまして、何とか入院できないのかとお願いしましたが、できませんでした。やむなくホテル療養になつたのですが、入所できたのは陽性確認から三日後であり、発症から一週間経過した日であります。

保健センターの職員からは、あなたのケースは第三波が訪れるまでならば入院できたかもしれない、しかし、今は病床が逼迫しているので入院はできない、今は基礎疾患がなければ七十代でもホテルから自宅です、こういうふうに言われました。実際、私が入所した大阪府が管理するホテルには、高齢の方、たくさんいらっしゃいました。驚きました。

私が体験したように、PCR検査をなかなか受けることができない、病院やホテルに入ることができないという人は多いはずです。自宅療養者は、今三万五千人を超えていて、自宅待機中に亡くなっています。

る方まで出てきている深刻な状況となつていま
す。
政府はこの間、必要な検査を受けられるよう検
査体制の拡充も進めてきたと一貫して答弁してい
ますが、私の経験をお話ししたように、すぐP
C.R.の検査が受けられないというのが、私、現状
だと思うんです。なぜいつまでたってもこういう
ことが改善されないのか。厚生労働省に質問いた
します。

○やり大臣 政務官 お答え申し上げます。

のクラスター、これがやはり大阪で発生、多発しているわけなんですね。感染を防止するためにも、エッセンシャルワーカーの皆さんへの社会的検査として、定期的なPCR検査の必要性が高まっています。

しかし、これを実施する上でのネックとなつているのが、地方自治体の費用負担分の問題なんですよね。

この間政府は、地方創生臨時交付金の活用で全額国庫負担によつて実施できている、こう答弁してきましたが、それならば、初めから全額国費で行政検査を実施すればいいんじゃないですか。これがずっとできない理由というのを教えていただけますか。

○こやり大臣政務官 お答え申し上げます。

感染症の蔓延防止の観点から行われる行政検査についてですけれども、これはあくまでも都道府県等が主体的に責任を持つて実施していくべき要がございます。こうした観点から、感染症法の規定によりまして、都道府県等がその費用を支弁することとされておりまして、国においては、都道府県等が支弁した費用の二分の一を負担するということが規定をされているところでござります。

現状の感染者を見込んだ方針で作られた三次補正予算案ではあります。これは強く求めておきたいと思います。
現状の感染者を見込んだ方針で作られた三次補正予算案ではありません。今回の補正予算案、剩余金を繰り入れる補正予算案については。やはり余りにも楽観的過ぎると思います。私自身もコロナに感染して、検査できない、入院できないという強い思いをしたわけですから、これを改善するということが今求められているわけで、引き続き追及していくたいと思います。
次に、中小企業支援の問題について伺います。
緊急事態宣言発令の地域のみ、休業や時短への協力金が支払われる。しかし、長期化する新型コロナの影響により、地域や業種を問わず、多くの中小企業の経営が厳しくなっています。売上げの減少が五〇%に満たない業者であっても、長引くと売上げ減で経営はかなり苦しいものになってします。

全国知事会、それから中小企業家同友会、そして全国商工団体連合会などから、持続化給付金や家賃支援給付金の延長、再支給の要望が高まっています。しかし、今日の午後の予算委員会でも、麻生大臣は答弁の中で、これは断固拒否するという姿勢を崩しておりません。

財政制度審議会の昨年末の建議では、「こうした支援策」、これは持続化給付金のことですが、「こうした支援策の長期化は政府の支援への依存を招き、貸し手・借り手の双方にモラルハザードを生むとともに、新陳代謝を著しく阻害するおそれがある」とし、持続化給付金等の打切りを提言したわけです。

麻生大臣にお伺いしますが、麻生大臣もこれと同じ認識でしょうか。そうだとすれば、この間の政府の支援により、貸し手・借り手の双方に実際にモラルハザードが生まれた事例などがありますか。それについてお答えください。

○麻生国務大臣 持続化給付金と今のお家賃のいわゆる支援給付金というのは、これは新型コロナのいわゆる経済に与える影響がまだよく分かっていないから、段階において迅速な給付が必要だとい

ことから一律に給付を行つた、あのときの経緯ですよ。どういったことになればいいかと、私どもはその意見に対しても別な意見だつたんですけれども、御党等、皆十万円一律ということを言わされた、なつたんですが、なかなか迅速にはいかなかつたというのも結果ですけれどもね。しかし、あのときはそつたつたというものが元々です。

今回は、営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食店等々への協力金とか、緊急事態宣言を踏まえた無利子とか無担保融資のいわゆる無利子枠の引上げとか、また、ポストコロナに向けた取組を行う事業者に対する支援など、いわゆる効果的な措置を講ずるということをさせていただいておりますが、持続化給付金の申請期限の延長なども行つているのは御存じのとおりです。

されども、財政制度審議会の建議におきましては、持続化給付金の支援については、今言われたとおり、事業継続を支えたという意義を評価をし、一方、こうした支援策の長期化は政府へのいわゆる支援への依存を招き、貸し手、借り手のことを言つております。

モラルハザードを生むなどのおそれがあるといふけれども、財政制度審議会の建議におきましては、持続化給付金の支援については、今言われたとおり、事業継続を支えたという意義を評価をし、一方、こうした支援策の長期化は政府へのいわゆる支援への依存を招き、貸し手、借り手のことを言つております。

こういつた問題意識が示された、私どもはそう認識をしておりますので、ポストコロナに向けた前向きな取組を行う事業者に対して支援を行つていくということが重要なのであって、今回の緊急事態宣言によりまして影響を受けた事業者に対して一切支援しないなんて言つてることではないので、効果的な措置を講ずることとしているといふことでありますし、具体的には、無利子とか無担保融資の枠の引上げとか、飲食店への協力金とか、その納入業者おしごりとかいろいろ納めておられる方への一時金等々、費用や事業を支えていくということでさせていただいていると思つております。

○清水委員 私がお尋ねしました貸し手、借り手の双方に実際にモラルハザードが生まれたことがあるのかということについては、お答えになられませんでした。

いませんでした。

いずれにしても、中小企業の皆さんのお望みには背を向ける、歯を食いしばって頑張つて事業の継続をしている方々に不誠実だと言わなければならぬと私は思いますし、中小企業は雇用と地域経済を守るために全力で頑張つてゐるわけです。

一方で、収束に向けた新型コロナ対策への国民の期待に反して、G.O.T.事業など緊急性の乏しい経費が第三次補正予算案には計上されています。中でも軍事費は三八百六十七億円も計上され、その大半が潜水艦、パトリオットミサイルなどの兵器購入費用の後年度負担の前倒しなんです。

○麻生大臣 これは自衛隊の装備品等のお話ですけれども、我々の認識はあなたと違つて、私たちの周りを取り巻いている環境は極めて厳しい

ことを見つけておりますよ。軍備費というのは相対的なものですから。(清水委員)時間がありませんので」と呼ぶ短くしろつて、あなた、これを切つ

ちやうと具合悪くないですか、話が変なことに

なつて、丁寧に説明させていたいた方がよろしく思いますけれどもね。(清水委員)時間がありませんので」と呼ぶあなたの都合だけに合わせるわけにもいきませんんで。

○越智委員 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、衆議院議員青山雅幸です。

本日も貴重な時間、ありがとうございます。

早速です。

今回のこの特例法の趣旨というのは、補正の財源として充てるために原則を曲げる措置を取る

と。ただ、原則を曲げるといつても、これは順番として公債の発行を少しでも先にするという考え方ですので、それはそれなりに合理性があると思つております。

それで、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するもの

に、年末年始に時短や休業の要請を受けて、多くの飲食店が疲弊し、閉店までしているわけじゃあ

りませんか。そういう飲食店に限らず、幅広い業

種が苦しい状況にあえいでいるわけです。

大手軍事産業には赤字国債で調達した資金を支

援しながら、廃業、休業が増えている中小企業団

の兵器購入費用の後年度負担の前倒しなん

ど、許されるものではありません。

今日のところは、この持続化給付金、家賃支援

金の再支給、これを検討することを強く求め

て、私の質問を終わります。

○青山(雅)委員 それなりに合理性があると思つております。

それで、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するもの

として、原則を曲げるようなこういう特例法の処理までされている。

○麻生(國務)大臣 大学ファンドについてですけれども、これは、今、御存じのように、世界レベル

の研究基盤というものを構築して、科学技術とか

イノベーションとか、そういう日本の経済社会

の発展に今後つなげていくという観点から、経済

対策、令和二年の十二月八日でしたかに閣議決定されましたこの中で、大学ファンドを創設してその運用益を活用するということにさせていただい

て、事を急ぐということが一番大きな背景で、本

予算まで待つておりますと、かなり、何か月かま

た遅れますので。

○青山(雅)委員 も、これも、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの目標というものは、今世紀後半のなるべく早い時期という従来の政府方針の大転換でありますので、現状の取組を大幅にスピードアップ、加速せないかぬという必要があるんだと思つております。

それで、この法案自体に反対するものではありませんので、この法案自体に反対するもの

いうものを十分に管理をしなきやいかぬと思っておりますので、着実にこういったものをやつしていくくということは大切なものだと思った上でやらせていただいております。

○青山(雅)委員 ちょっとこつといふような質問は、こういうときにはやらない方がいいです。

○清水委員 いや、後年度負担の問題を私は述べているわけです。それは補正予算で計上すべきものということを指摘しているわけですね。

資料を御覧ください。

この配付資料は、経団連と軍事産業からの政府

に対する要望書なんです。新型コロナの影響で経済が厳しいので、防衛関連企業について後年度負担分を前倒してくれ、こう書いています。露骨

な要望に對して、政府は今回、満額回答するといふわけじゃないですか。一方で、書き入れどき

に、年末年始に時短や休業の要請を受けて、多くの飲食店が疲弊し、閉店までしているわけじゃあ

りませんか。そういう飲食店に限らず、幅広い業種が苦しい状況にあえいでいるわけです。

大手軍事産業には赤字国債で調達した資金を支

援しながら、廃業、休業が増えている中小企業団の兵器購入費用の後年度負担の前倒しなん

ど、許されるものではありません。

今日のところは、この持続化給付金、家賃支援

金の再支給、これを検討することを強く求め

て、私の質問を終わります。